

社団法人長野法人会 定 款

昭和46年4月1日制定
昭和52年6月27日改正
昭和60年5月22日改正
平成7年5月30日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は社団法人長野法人会(以下「本会」という)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は長野市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会の開催等、税務知識の普及に資する事業
- (2) 納税意識の高揚等、税務行政の円滑な執行に資する事業
- (3) 役員、社員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する事業
- (4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別及び業種別に支部または部会を置き、必要に応じて下部組織を設けるほか、青年部及び女性部を設置することができる。

- 2 支部または部会、青年部及び女性部の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、長野税務署の管轄区域内に所在する法人または法人の事業所で、本会の目的および事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員権利義務)

第8条 会員は本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を有する。

(資格のそう失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1)退 会
- (2)事業の閉鎖または解散
- (3)除 名

(退 会)

第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- (1)会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2)本会の名誉を棄損し、または本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第12条 会員は総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員名簿)

第13条 本会は別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事	100名以上150名以内
うち 会長	1名
副会長	10名以上15名以内
常任理事	15名以上20名以内
会計理事	2名
監事	2名

2 会長必要と認めるときは、専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第15条 理事および監事は、総会において会員たる法人の代表者またはその役員のうちからこれを選任する。

2 会長・副会長および常任理事、会計理事は、理事の互選によりこれを選任する。

3 専務理事は、第1項の規定にかかわらず理事会の決議を経て会長が任免する。

(役員の職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。

4 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。

5 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は就任後第2回目の通常総会終了の時に終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員または補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条

第1項各号の一に類する事実があったときは、理事会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第19条 役員は原則として無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りではない。

2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 顧問、相談役、評議員、参与、委員および職員

(顧問、相談役、評議員、参与)

第20条 本会に顧問、相談役、評議員、参与若干名置くことができる。

2 顧問、相談役、評議員および参与は、毎年度理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役、評議員および参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長および委員をもって構成する。

3 委員は、理事会の推薦により会員たる法人の代表者またはその役員のうちから会長がこれを委嘱する。

(職員)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。

3 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会および事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会および役員会とし、会長がこれを召集する。

(総 会)

第25条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催および召集)

第26条 通常総会は、毎年一回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員総数の5分の1もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して召集する。

但し、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(会員表決権)

第27条 会員は、各1個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。

3 会員は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告および事業計画

(2) 決算および収入支出予算

(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて理事会および常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、常任理事、会計理事、及び専務理事をもって組織する。

3 監事、顧問、相談役、評議員及び参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催および招集)

第31条 役員会は会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員がこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款の別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、理事会に委任された事項
- (4) その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会にかわり、常務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。

ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産および運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産使用の制限)

第38条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物件のために供してはならない。

- 2 事業遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず総会の決議を経て、その一部に限り、これを処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収入支出資産および決算は、事業計画および事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第41条 収支決算の結果、年度末において、剰余金が生じたときは、総会の承認を得て、その全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議を経て、かつ主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することはできない。

(解散)

第44条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第45条 本会が解散した場合は残余財産は、総会の決議を経て、かつ主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第46条 この定款に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- (1) この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- (2) 従来、長野地区法人会連合会に属した会員および同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- (3) 本会の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず主務官庁の設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。
- (4) 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。(省略)

52年改正 = 13条 (役員数)	認可 9 月12日付
60年改正 = 13条 (役員数)	認可 8 月30日付
7 年改正 = 3 条 (目 的)	
4 条 (事 業)	
5 条 (組 織)	
14条 (役員の種類)	
15条 (役員を選任)	
16条 (役員の職務)	
19条 (役員報酬)	
30条 (役員会)	認可 8 月 3 日付